

口蹄疫対策緊急措置法案（仮称）のポイント

○ 立法の趣旨・背景

宮崎県における口蹄疫の爆発的な発生状況は、県内の畜産・酪農関係者等にとって極めて深刻な状況であるだけでなく、我が国の畜産の崩壊にもつながりかねない非常事態である。

このような事態に迅速かつ的確に対処し、更なるまん延を防止するとともに、疲弊した畜産・酪農関係者をはじめとする地域への支援を強力に行うため、次のような対策を緊急措置として講ずるための立法を行う必要がある。

一 口蹄疫対策本部の設置

このような事態に至ったのは、政府として、強力なリーダーシップが発揮されず、対策の遅れが大きな原因である。

また、交通規制、郵便・宅配便の配達などにおける消毒への協力要請、自衛隊の派遣、保健所などにおける畜産・酪農関係者をはじめとする地域の住民の心身の健康のサポートなど、政府が一体となって支援していく必要がある。

このため、国により、緊急に講ずべき口蹄疫対策を、迅速かつ的確に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする口蹄疫対策本部を設置する。

二 国の主導による口蹄疫のまん延の防止策

今回の口蹄疫は感染性が強く、しかも、このようなまん延状況に至ってしまった事態においては、現行の家畜伝染病予防法では十分対応できないことが、更なるまん延拡大につながっている。

そこで、国が指定する地域内において、次に掲げる措置を講ずることができるとする。

- 1 地域内を移動する人や車両等の消毒の義務化
- 2 非感染家畜の殺処分
- 3 所有者に代わり行う埋却の促進
- 4 埋却又は焼却の基準に関する特例
- 5 簡易畜舎の建設等のための農地法の特例

※ このほか、感染経路及びまん延の原因等の解明のため調査研究体制の整備を行うこととする。

三 国による全額の費用負担

このような緊急事態に対して、国が責任をもって対処するため、国は、家畜伝染病予防法の枠を超えて、次のような費用を、全額、負担することとする。

- 1 殺処分された家畜等の所有者に対する手当金の全額交付等
- 2 殺処分された家畜等の焼却・埋却費用等の全額国庫負担
- 3 家畜等の移動制限、家畜市場の開催中止等に伴う所得減、出費の拡大等の損失の補填

四 経営の再建及び生活の安定・地域再生のための支援措置

このような事態において、畜産・酪農関係者の心身の疲労、経済的な打撃は計り知れないものがあり、その経営や生活の再建に向けた努力を全面的にバックアップしていく必要がある。

また、これらの関係者だけでなく、地域経済全体への影響も大きく、地域の再生のため、地域の実情に即した形で、あらゆる支援を行う必要がある。

- 1 経営の再建及び生活の安定のための支援等
- 2 その他の地域再生のための施策
- 3 1及び2を地域のニーズに即して行うための基金の創設

五 時限立法

この法律は、〇年の時限立法とする。

六 家畜伝染病予防法の見直し

五の期限内に、家畜伝染病予防法の見直しを行う。